

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、１９９５年に制定され、その後、法附則第３条に基づいて２００６年に一部改正されたが、衆議院環境委員会で１９項目、参議院環境委員会で１１項目もの附帯決議が付されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となった。

このため、ごみ排出量は高どまりのまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに使われているのが実態である。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集し、リサイクルに必要な総費用の約９割が製品価格に内部化されていないことにある。こうした状況では、容器包装を利用する事業者が発生抑制や環境配慮設計に取り組むインセンティブは高まらず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感を生じさせることになる。

こうしたことから、国、自治体、事業者、消費者等すべての協働のもと、容器包装廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルを効果的に推進し、かつ、分別基準適合物の再商品化の合理化を図る確かな仕組みが必要である。

よって、国においては、一日も早く持続可能な社会へ転換できるよう、容器包装リサイクル法を見直し、下記の事項の実現に取り組むことを強く要望する。

記

- １ 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集、選別保管の費用を製品の価格に内部化すること。
- ２ リデュース、リユースを促進するため、容器包装リサイクル法の対象範囲を拡大するほか、容器包装以外のプラスチック製品のリサイクルを進める新たな仕組みや、使い捨て容器の使用を抑制し、リターナブル容器の普及を促進する新たな仕組みを制度化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年７月１日

宇 都 宮 市 議 会

内閣総理大臣	}	あて
環境大臣		
経済産業大臣		
衆・参両院議長		